

## 法定 12ヶ月点検

『法定 1年(12ヶ月)点検』は、安全の確保・公害防止のために法令で定められた定期点検整備のひとつです。クルマは数多くの部品から構成されていること、使用状況がさまざまなことから、定期点検整備を確実に実施しておくことが、おクルマを常に良いコンディションに保つことはもちろん、思わぬトラブルの防止にも役立ちます。



### 点検内容

※ガソリン車、ディーゼル車の場合

●=法令で定められた点検項目

◆=法令で定められた点検項目ですが、登録した日、または前回点検整備を行った日からの走行距離が年間 5,000km 以下の場合、点検整備を省略できることがあります

○=メーカー指定点検項目

### ● エンジン

点検箇所	点検項目
本体	● エンジン・オイルのもれ
排気ガス	● 排気ガスの状態
エア・クリーナ・エレメント	◆ 汚れ、詰まり
冷却装置	● ファンベルトのゆるみ、損傷(※オルタ・ネータ・ベルト含む) ● 冷却水の漏れ

### ● エキゾーストパイプ、マフラ

点検箇所	点検項目
エキゾースト・パイプ、マフラ	● 取付部のゆるみ、損傷

### ● 動力伝達装置

点検箇所	点検項目
クラッチペダル	● 遊び、切れたときの床板とのすき間(※オートマチック車は点検不要)
トランスミッション、トランスファ	● オイルの漏れ、量
プロペラ・シャフト、ドライブシャフト	◆ 連結部のゆるみ(ドライブ・シャフトの継手部一体型は点検不要)

### ● ステアリング装置

点検箇所	点検項目
パワーステアリング装置	● ベルトのゆるみ、損傷

### ● 走行装置

点検箇所	点検項目
タイヤ	● 溝の深さ、異常な磨耗
ホイール	◆ ボルト、ナットのゆるみ

● 電気装置

点検箇所	点検項目
バッテリー	● ターミナル部のゆるみ、腐食
点火装置	● スパーク・プラグの状態(※白金プラグは点検不要) ● 点火時期(※無調整式は点検不要) ● ディストリビュータのキャップの状態(※ディストリビュータ無しは点検不要)

● ブレーキ装置

点検箇所	点検項目
ブレーキペダル	● 遊び、踏み込んだときの床板とのすき間 ● ブレーキのきき具合
パーキング・ブレーキ・レバー	● 引きしろ(踏みしろ) ● ブレーキのきき具合
ブレーキホース、パイプ	● 漏れ、損傷、取付状態
ブレーキのマスタ・シリンダ、 ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ	● 液漏れ
ブレーキ・ディスク、パッド	◆ パッドの磨耗 ◆ ディスクとパッドのすき間
ブレーキ・ドラム、ブレーキ・シュー	◆ シューの摺動部分、ライニングの磨耗 ◆ ドラムとライニングとのすき間

法定12ヶ月点検 料金表

メニュー	対象車種区分	金額
法定12ヶ月 点検	軽自動車	11,880円
	ミラージュ・デリカD:2・コルト	13,970円
	アウトランダー(ガソリン)・RV R エクリプスクロス(ガソリン・ディーゼル)	14,850円
	アウトランダーPHEV・パジェロ エクリプスクロスPHEV・デリカD:5	16,500円

※ 所要時間 90分(混雑時などはもっとかかる可能性が高いため、詳しくは点検を行う店舗にお尋ねください)

**道路運送車両法<法定点検>**

第48条 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車 3ヶ月毎
- (2) 前号及び次号に掲げる自動車以外の自動車 6ヶ月毎
- (3) 自家用乗用自動車(人の運送の用に供する自家用自動車(第1号の国土交通省令で定める自家用自動車を除く。))のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。第61条第2項第2号において同じ。)及び国土交通省令で定める自動車 1年毎